

鳥取県告示第124号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年3月12日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

土地改良事業の名称	工事完了年月日
担い手育成畑地帯総合整備事業名和地区農道整備	平成21年3月17日
担い手育成畑地帯総合整備事業名和地区農業用排水	平成21年6月9日